

滋賀県大津市の古都指定に関する検討について

【参考】第45回歴史的風土審議会意見具申（H10.3.19）「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」から該当部分抜粋

2. 最近の歴史的風土の保存をめぐる状況と課題

(2) 保存区域を超えた古都全域の風土の継承

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、それぞれの古都が政治、文化の中心であった時代から近代に至るまで、住民生活が営まれる中で歴史的風土が引き継がれ、さらに後の時代の様々な歴史的・文化的資産の蓄積が加わって、それぞれの都市の風土を作り出している。

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(1) 古都保存行政の理念の全国展開

古都における歴史的風土は、日本人の心のよりどころとなる、過去の歴史を伝える国民的な歴史的・文化的資産として、将来にわたり保存が図られるべきものである。また、古都以外の都市における歴史的・文化的資産についても、古都同様に国民共有の遺産として保存、継承が図られるべきである。

このため、現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。・・・

歴史的風土審議会における大津市指定に関する議論について

回数	年月	議 事 概 要
第 11 回	1969(S44).10	・「大津市の指定については宮跡を現地視察したうえで専門委員会としての意見をまとめる」【専門委員会報告】
第 12 回	1969(S44).10 1970(S45).3	・専門委員会による現地視察（太宰府、大津） ・「未だわが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等の実体が確認されていないので今のところ指定の必要はない。」【専門委員会報告】
第 43 回	1996(H8).10	・「大津京等、現在の対象都市以外の都市についての検討が必要」 【委員からの発言】
第 44 回	1996(H8).12 ~ 1997(H9).5 1997(H9).6	・古都保存問題等検討小委員会（第1回～第3回） ・「現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点から、大津市など保存すべき歴史的風土が認められる市町村については、引き続き検討する必要」 【古都保存問題等検討小委員会（第4回）中間報告】
第 45 回	1997(H9).10 ~ 1998(H10).2 1998(H10).3	・古都保存問題等検討小委員会（第5回～第8回） ・「現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市など保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配意しつつ、引き続き検討する必要」【意見具申】

大津市における古都指定に関する検討の状況について

大津市都市計画審議会においては、大津市の今後のまちづくりにおける景観形成事業のあり方について、専門的な見地から、必要な事項を調査、審議するため、平成14年6月26日、景観形成専門委員会を設置し、この中で「古都指定にかかる歴史風土保存計画(案)に関する事」について検討を進めてきているところ。

(参考：大津市都市計画審議会景観形成専門委員会の所掌事務)

大津市都市計画審議会景観形成専門委員会設置要綱

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観形成事業を進めるため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)景観形成基本計画(案)に関する事

(2)景観条例(案)に関する事

(3)古都指定にかかる歴史的風土保存計画(案)に関する事

(4)その他景観形成事業の推進に関し必要な事項

(委員会開催経緯)

平成14年7月15日(月) 第1回景観形成専門委員会開催

平成14年9月30日(月) 第2回景観形成専門委員会開催

古 都 指 定 に つ い て

1 法律における「古都」

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。(古都保存法第2条)

2 政令で定めるその他の市町村の指定

第2回歴史的風土審議会における指定の考え方

第1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。

第2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

第3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

第45回歴史的風土審議会における指定の考え方

意見具申(抄)

「・・・現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくとも、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、・・・新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。・・・」

大津における遺構の概要

これまで、錦織・南滋賀・滋賀里・穴太など大津北部において、滋賀県・大津市が20年近く断続的に小規模な調査を実施した箇所は約200箇所にのぼる。このうち、錦織において検出された大津京に関する遺構は16地点であるが、その大半は建物跡等の部分的な検出である。これまでに検出された遺構は連続性の少ない、断片的な遺構ばかりである。

1974年 錦織の地区で、大型の柱穴をもつ門（SB001）とそれにとりついた複廊回廊（SC001）が検出

1975年 門跡の東南約135mで桁行二間以上、梁行二間の建物が検出

1976年 南北棟の建物（SB006）が検出

1977年 南北塀（SA002）、東西塀（SA003）、桁行四間の東西棟建物（SB003）、石敷溝（SD007）（SB012）が検出

1978年 一本柱列の塀（SA001）が検出

1983年 門跡の北70mで大型の東西棟建物（SB015）、SA004が検出

大津宮内裏の中心部とみなしうる可能性がきわめて高くなった。

1986年 一本柱列の塀（SA005）が検出

1993年 SB015の北約70mで廂付き建物（SB019）が検出

記号数値は次ページの図参照

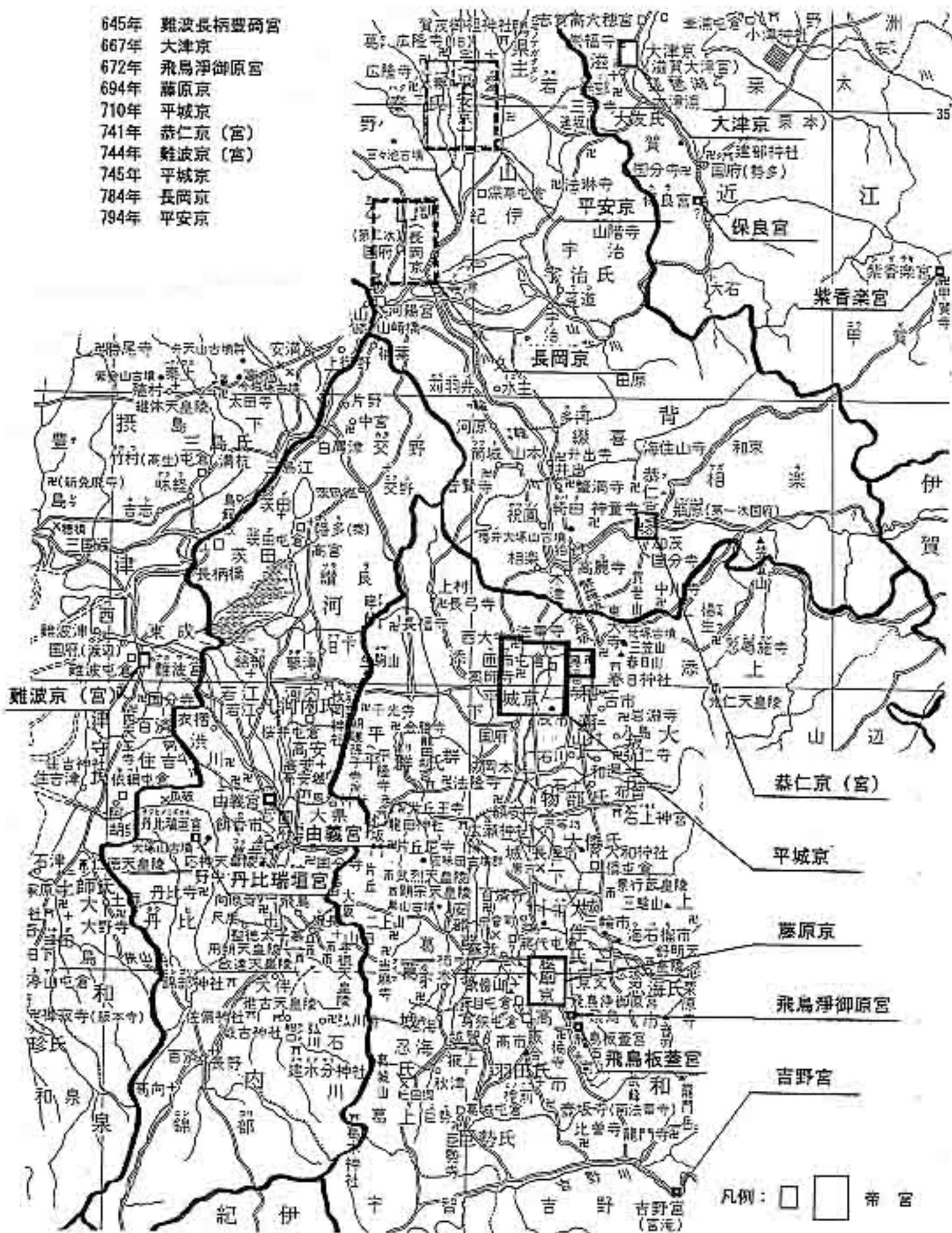
古代において、建物設置可能な錦織・南滋賀・滋賀里・穴太の扇状地のうち、南面して左右対称の宮城を建設するのに最も適した地は錦織であり、また大津京に関連する遺構が集中して検出されるのも錦織であるため、大津京の宮城は「錦織」であったと判断される。これまでに検出されている建物、塀をもとに大津宮の中心部構造の復原が試みられているが、現時点では推定復原案である。



大津宮中枢部推定復元図

都の变迁

- 645年 難波長柄豊碓宮
- 667年 大津京
- 672年 飛鳥浄御原宮
- 694年 藤原京
- 710年 平城京
- 741年 奈良京(宮)
- 744年 難波京(宮)
- 745年 平城京
- 784年 長岡京
- 794年 平安京



出典：標準日本史年表、標準日本史地図（吉川弘文館）

凡例：□ □ 帝宮

